

神戸質店事件とは？

2005（平成17）年10月18日、午後6時頃から午後8時30分頃までの間に、神戸市内の質屋の店内で、質店経営者の被害者が頭部を滅多打ちにされて殺害された上、被害者の持っていた現金1万650円が奪われたとされる強盗殺人事件が発生しました。



事件から1年10か月が経過
そして突然...



<https://innocenceprojectjapan.org/contact/>



<https://innocenceprojectjapan.org/神戸質店事件>



イノセンス・プロジェクト・ジャパン
えん罪・神戸質店事件を支援する会
神戸質店事件弁護団



緒方秀彦さんのことを
ご存じですか？

神戸質店事件について
知っていただきたいこと

突然の逮捕

警察は捜査を行うも、犯人を検挙する糸口は見つからなかったようで、1年10か月もの時間が経過しました。

そのような中、2年後の2007（平成19）年8月10日、緒方さんは、速度違反をしたことで、道路交通法違反で逮捕され、警察署で指紋を採取されました。その際、緒方さんの指紋が強盗殺人事件の現場にあった指紋と一致し、同年9月6日、緒方さんは強盗殺人の疑いで、突然、逮捕されてしまいました。緒方さんの指紋は、事件とは別の機会に付着したものでした。緒方さんは、20日間の勾留期間中、自らの潔白を主張し続けましたが、同年9月26日に強盗殺人の罪で神戸地方裁判所に起訴されました。

一審（神戸地裁）では無罪

裁判では緒方さんが犯人なのかが争いになりました。

検察官は、現場に①現場に緒方さんの靴跡および②指紋が残っていた、③犯人らしき男を見たという目撃証言があるなどにより、緒方さんが犯人だと主張しました。

しかし、緒方さんは、たまたまタバコを買いに立ち寄ったところ、被害者から声をかけられて店舗内に招き入れられ、被害者と話していました。電気通信設備に関する仕事をしてきた緒方さんは、防犯カメラが設置できないかと被害者に相談され、店舗内を見て回ったのです。弁護人は①靴跡や②指紋は、店舗内に防犯カメラの設置ができるかを確認した際についたものだと主張しました。

死亡時刻に近い時間帯に、現場となった質屋の付近で、緒方さんに似た人物が60cm程度の棒状のものを持っている姿を目撃したという目撃証人の尋問なども行われました。

2008（平成20）年6月30日、神戸地裁（岡田信裁判長）は、緒方さんの説明は一概に排斥できないとして、緒方さんに無罪判決を言い渡しました。

控訴審(大阪高裁)で逆転有罪、無期懲役の言い渡し

ところが、2009（平成21）年9月24日、大阪高裁（小倉正三裁判長）は一審の無罪判決を破棄し、無期懲役の有罪判決を言い渡しました。控訴審では新たに法医学者や近隣の電機店店主の尋問が行われましたが、大阪高裁は、控訴審で調べられた証拠を一切用いることなく、第一審で取り調べられた証拠の評価を変えて逆転有罪判決を下したのです。判決が下された日、一審判決の無罪判決によって自由の身だった緒方さんは身体を拘束され、今なお外に出られない日々です。

緒方さんは、控訴審判決に対して上告するも、2011（平成23）年12月12日に上告が棄却され、緒方さんを無期懲役とする判決が確定しました。

有罪判決の問題点

有罪判決となった控訴審判決は、有罪という結論ありきで、緒方さんの説明を信用できないと判断しています。

まず、検察官は①被害現場に緒方さんの靴跡が残っていたことを重視していました。しかし、緒方さんが犯人であれば、緒方さんの靴から血液反応がでて然るべきです。しかし、緒方さんの靴からは血液反応は出ていないこと、犯行現場には靴跡が残されていたものの血液を踏んだものはなかったことなど、むしろ、緒方さんの説明に沿うものでした。そもそも犯行現場は、質屋の倉庫であったところを居住スペースとして使用していただけなので、玄関のような段差があるわけでもなく、土足のまま居住スペースに入ってしまったとしても何ら不思議ではありません。

次に②犯行現場に緒方さんの指紋が残っていたことについては、物色箇所からは指紋が全く出ていないこと、血痕付きの指紋がないことなど、「防犯カメラが設置できないかと店舗内を見て回っていた」という緒方さんの説明に沿うものです。緒方さんは、被害者に求められるまま防犯カメラの設置が可能か否か調べるために店内の各所を触っているので、指紋が残っていたこと自体は何ら不自然ではありません。

さらに控訴審判決は、一審では信用できないとされた、③殺害時刻に近い時間帯に、殺害現場となった質屋の付近で、緒方さんに似た男性が60cm程度の棒状のものを持っている姿を目撃したという目撃証言を有罪認定の根拠にしました。控訴審で証言した法医学者は、被害者の傷から、釘抜き付の金槌などが凶器として推定されると証言しており、60cmの棒状のものということ自体、法医学者の証言に全く反するものでした。しかも、目撃者が証言した男の特徴は緒方さんとは似ておらず、目撃者自身も捜査官に求められて作成した似顔絵と緒方さんは似ていないと証言するなど、有罪認定の根拠とするには相当問題のある証言でした。



緒方秀彦さんへのご支援をお願いします！

控訴審の有罪判決の誤りは指摘すればキリがありません。

裁判では、犯人であると間違いないと証明されなければ有罪にしてはなりません。「疑わしきは被告人の利益に」という基本的な指針すら欠けている有罪判決は、誤りといわざるをえません。

今後、弁護団は、大阪高裁に再審請求を行い、緒方さんのえん罪を晴らしていきます。緒方さんへのご支援をよろしく願いいたします。

神戸質店事件については、
イノセンス・プロジェクト・ジャパン
のHPでより詳しく説明しています。
興味を持ってくださった方は
是非ご高覧ください。

